

諮詢 第 6 3 9 号
環水大管発第2512112号
令和7年12月11日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣 石原 宏高
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮詢）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

アンモニウム [(3R,S)-3-アミノ-3-カルボキシプロピル] メチルホスフィナート (別名グルホシネート)

2-(4-tert-エトキシ-4-イソプロピル) エチルキナゾリン-4-イルエーテル
(別名フェナザキン)

2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル) アセトアニリド
(別名アラクロール)

ジイソプロピル1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロナート (別名イソプロチオラン)

5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル) フェニル]-4-[(R,S)- (トリフルオロメチル) スルフィニル]-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル (別名フィプロニル)

(1R,S, 5R,S)-3-[2-クロロ-4-(メチルスルホニル) ベンゾイル]-4-(フェニルチオ) ビシクロ [3.2.1] オクタ-3-エン-2-オン (別名ベンゾビシクロン)

3-[4-クロロ-5-(シクロヘンチルオキシ)-2-フルオロフェニル]-5-イソプロピリデンオキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ペントキサゾン)

(別紙2)

ジイソプロピル1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロナート (別名イソプロチオラン)

3' -クロロ-4, 4' -ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキシアニド (別名チアジニル)

5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-4-[*(RS)*-(トリフルオロメチル)スルフィニル]-1*H*-ピラゾール-3-カルボニトリル (別名フィプロニル)

中環審第1397号
令和7年12月17日

中央環境審議会 水環境・土壤農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和7年12月11日付け諮問第639号をもって環境大臣より、当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の
規定に基づき、水環境・土壤農薬部会に付議する。